

告示

埼玉県告示第千六百六十三号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十八条の規定により、
埼玉県准看護師試験を次のとおり行う。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 試験期日及び場所

試験期日	試験場所
平成三十年 二月十八日（日）	獨協大学（埼玉県草加市学園町一番一号）

二 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

三 受験資格

次のイからトまでのいずれかに該当する者

イ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者（平成三十年三月に修業する見込みの者を含む。）

ロ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成三十年三月に卒業する見込みの者を含む。）

ハ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（平成三十年三月に卒業する見込みの者を含む。）

ニ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成三十年三月に修業する見込みの者を含む。）

ホ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（平成三十年三月に卒業する見込みの者を含む。）

ヘ 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に

相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣がハからホまでに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

ト 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、へに該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

四 受験手続

イ 提出書類

保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第二十七条に規定する受験願書及び書類

ロ 試験手数料

六千九百円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 受付期日

平成三十年一月十日（水）

午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時から午後四時まで

ニ 受付場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県本庁舎四階保健医療部会議室

五 合格発表

イ 埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前掲示

平成三十年三月八日（木）午前十時から午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

平成三十年三月八日（木）午前十時から四月九日（月）午後五時まで